

検証意見書



2022年9月26日
意見書番号：SGS22/036

ヤマハ株式会社
静岡県浜松市中区中沢町10-1
代表執行役社長
中田 卓也 様

検証目的

SGSジャパン株式会社（以下、当社）は、ヤマハ株式会社（以下、組織）からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象（以下、GHG等に関するステートメント）について、検証基準（ISO14064-3:2019及び当社の検証手順）に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関するステートメントについて、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。GHG等に関するステートメントの作成及び公正な報告の責任は組織にある。

検証範囲

検証対象は、以下の通りである。
対象期間は2021年4月1日～2022年3月31日である。

検証対象	検証範囲	GHG等に関する主張
Scope 1, 2(エネルギー起源の二酸化炭素排出量)及び当該エネルギー消費量 ※敷地外の移動体の燃料は除く	本社・生産/リゾート24サイト	Scope1 : 2.4 万tCO2 Scope2 : 13.1 万tCO2
Scope 3(Category 1)	製造用の購買品	41.4万 tCO2
Scope 3(Category 11) ※販売した製品の生涯電気使用量	楽器及び音響機器	27.6万 tCO2
取水量	本社・生産/リゾート22サイト	181 万m ³

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：天竜工場及び株式会社ヤマハミュージックマニュファクチャリング磐田工場の現地検証及び証憑突合、本社でのその他検証対象範囲に対する分析的手続及び質問

判断基準は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver. 2.4 及び組織が定めた手順を用いた。

結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関するステートメントが、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。
なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134

横浜ビジネスパーク ノーススクエア I

認証・ビジネスソリューションサービス 事業部長

上級経営管理者

竹内 裕二



本書面は、SGS ジャパン株式会社によって www.sgs.com/terms_and_conditions.htm で参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものであり、「認証サービスの一般条件」に規定されている責任の制限と補償に関する条項および管轄に関する条項等に従います。この書面に記載された内容は検証を行った時点における、また適用される場合は組織の指示の範囲内における確認内容を示しています。組織およびこの書面に関する SGS ジャパン株式会社の責務は、取引文書におけるすべての権利および義務の遂行から、免除させるものではありません。本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法であり、違反した場合には法令に基づくあらゆる範囲において罰せられる可能性があります。